

整理番号	基本的方針	目標	交通政策基本計画における記載	関東運輸局の年間業務目標
1	A	①	<p>居住や医療・福祉、商業等の各種機能の立地について都市全体の観点からコンパクト化され、各地域がネットワークで結ばれた「コンパクト+ネットワーク」の形成に資するため、2014年に改正された「都市再生特別措置法」等及び「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に基づき、「立地適正化計画」及び「地域公共交通網形成計画」を作成する自治体を総合的に支援する体制を構築し、それらの計画の着実な策定を促し成功例の積み上げにつなげる。</p>	<p>○「がんばる地域応援プロジェクト」を推進し、地域公共交通網形成計画等の作成を通じて、超高齢社会に対応した公共交通ネットワークへの再構築を各自治体に促していく。今年度の具体的な施策は、以下のとおり。</p> <p>1)マニュアルの作成</p> <ul style="list-style-type: none"> 交通を専門とする課が存在しない、交通専任の担当職員がいない自治体も多く存在することから、こういった自治体の取組を支援するためのマニュアルを作成する。 利用者ニーズを的確に把握するためのマニュアル <p>利用者ニーズに合った交通ネットワークへの再編については、実際に取組を始めている自治体においても、苦勞しているところが多い。これは、利用者ニーズを的確に把握できていない(あるいは把握しようとしていない)ことが主な原因であると考えられる。そのため、どのような調査を実施すれば、利用者ニーズを的確に把握することができるかについて、各地域の事例から、そのエッセンスを抽出し、マニュアルとしてまとめる。</p> <p>■住民の主体的な参画を実現するためのマニュアル</p> <p>住民の主体的な参画についても、時間・労力を要することから、二の足を踏む自治体が多い。そのため、自治体の労力を軽減する観点から、住民を巻き込み主体的な役割を担ってもらうためのマニュアルを作成する。</p>
1	A	①	<p>その際、自治体と民間事業者の役割分担を明確にした上で、公有民営方式やデマンド交通、教育、社会福祉施策との連携など多様な手法・交通手段を活用し、駐車場の適正配置等とも組み合わせながら、それぞれの地域における徒歩や自転車も含めたベストミックスを実現することを目指す。</p>	<p>2)勉強会の開催(「勉強会型」)</p> <ul style="list-style-type: none"> 参加自治体が、次年度に「計画作成支援型」に移行し、地域公共交通網形成計画等の作成に進むことを目指して、各地域で勉強会を開催する。取組のポイントに沿って、マニュアル、優良事例等について講義・情報提供を行うとともに、地域公共交通マイスターからの講話、個別相談、班別討議等を実施する。 <p>3)地域公共交通網形成計画等の作成に対する支援の実施(「計画作成支援型」)</p> <ul style="list-style-type: none"> 利用者ニーズを的確に把握することが実効性の高い計画を作成する上でカギとなることから、調査段階からの助言を実施する。このため、年度当初に、自治体への訪問と現地調査を実施し、現状と課題について情報共有を図るとともに、調査方法、関係者との事前協議の進め方等について、自治体とともに検討する。2回目以降の訪問については、自治体の検討状況を踏まえ、具体的な施策を検討するタイミングで実施する。 協議会資料、計画面に対して、地域公共交通活性化指針、マニュアル、優良事例を踏まえ、助言・提案を実施する。 その他、住民、議員、市町村幹部への助言・情報提供や事業者間の調整など必要な支援を実施する。 <p>4)交通ネットワークの再編に向けた総合的な支援の実施(「総合支援型」)</p> <ul style="list-style-type: none"> 大規模プロジェクト、広域連携などの実現のために、住民、議員、市町村幹部への啓発・啓蒙や住民、議員、市町村幹部への助言・情報提供など必要なあらゆる支援を実施する。
1	A	②	<p>コンパクトシティ化などの都市構造転換等に併せ、自家用車から公共交通機関への転換による道路交通の円滑化を促進するため、バス交通の利便性向上を図るとともに、道路交通を補完・代替する公共交通機関であるLRT・BRT等の導入を推進する。</p>	<p>【自治体の例】</p> <p>■鹿行・水郷地域(茨城県)</p> <ul style="list-style-type: none"> 住民、観光客両者の足の確保を目的として、地域における広域的なバス路線を整備する。 <p>■水戸市(茨城県)</p> <ul style="list-style-type: none"> 都市機能の集積に対応した、ハブ&スポーク型バス路線ネットワークへの再編により、コンパクト+ネットワークを実現する。 <p>■日立市(茨城県)</p> <ul style="list-style-type: none"> ひたちBRTを幹線とした交通ネットワークを構築するとともに、公共交通を軸としたまちづくりを進めることにより、コンパクト+ネットワークを実現する。 <p>■常陸太田市(茨城県)</p> <ul style="list-style-type: none"> 路線バス、コミュニティバス、患者輸送サービスの統合により、バスネットワークの合理化を図るとともに、観光需要に対応した路線を整備する。 <p>■那須地域(栃木県)</p> <ul style="list-style-type: none"> 住民、観光客両者の足の確保を目的として、2市2町が連携して広域的な交通ネットワークを構築する。 <p>■宇都宮市(栃木県)</p> <ul style="list-style-type: none"> LRTを幹線とした交通ネットワークを構築し、コンパクト+ネットワークを実現する。 <p>■前橋市(群馬県)</p> <ul style="list-style-type: none"> 6社が混在しているため路線が重複するなど非効率なバスネットワークを再編し、サービスレベルの向上と効率性の向上を同時に図る。 <p>■東秩父村(埼玉県)</p> <ul style="list-style-type: none"> 無形文化遺産に登録された和紙の体験施設である「和紙の里」を生活、観光機能を有するハブとし、サービスレベルの向上と効率性の向上を同時に図る。 <p>■南房総市(千葉県)</p> <ul style="list-style-type: none"> 生活圏を共有する隣接市町村と連携した広域の交通ネットワークを構築する。 <p>■真鶴町(神奈川県)</p> <ul style="list-style-type: none"> 路線バスとコミュニティバスの再編により効率化を図るとともに、コミュニティバスによる観光路線を整備する。
1	A	②	<p>人口減少や少子高齢化に伴い地域の生活交通の維持が困難となる中で、生活交通ネットワークを確保・維持するため、民間事業者のバス路線の再編等による活性化、コミュニティバスやデマンド交通の効果的な導入を促進する。</p>	<p>4)交通ネットワークの再編に向けた総合的な支援の実施(「総合支援型」)</p> <ul style="list-style-type: none"> 大規模プロジェクト、広域連携などの実現のために、住民、議員、市町村幹部への啓発・啓蒙や住民、議員、市町村幹部への助言・情報提供など必要なあらゆる支援を実施する。
1	A	①	<p>過疎地や離島などの条件不利地域について、それぞれの地域の特性や実情に応じた最適な生活交通ネットワークを確保・維持するため、多様な関係者の連携による交通基盤の構築に向けた取組を支援する。</p>	<p>○地域を支える持続可能な物流ネットワークの構築(物流の総合化、効率化)</p> <p>過疎地域の持続可能な物流ネットワークの構築に向け、案件発掘を行う。その検討にあつては、自治体や事業者等の関係各所との連携(協議会への参画等)を図り、実態や課題の整理、対応方策等について、改正流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律(以下、改正物流総合効率化法)による支援も視野に入れ検討、助言を行う。また、平成27年度に実施したモデル事業の「多摩NT」については、適宜助言等を行う。</p>
1	A	①	<p>過疎地域等において日常の買い物等が困難な状況に置かれる者への対応や宅配ネットワークの維持のため、貨客混載や自治体、NPO法人等関係者との連携など過疎地物流の確保策を検討する。</p>	<p>○地域を支える持続可能な物流ネットワークの構築(物流の総合化、効率化)</p> <p>過疎地域の持続可能な物流ネットワークの構築に向け、案件発掘を行う。その検討にあつては、自治体や事業者等の関係各所との連携(協議会への参画等)を図り、実態や課題の整理、対応方策等について、改正流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律(以下、改正物流総合効率化法)による支援も視野に入れ検討、助言を行う。また、平成27年度に実施したモデル事業の「多摩NT」については、適宜助言等を行う。</p>

整理番号	基本的方針	目標	交通政策基本計画における記載	関東運輸局の年間業務目標
2	A	①	厳しい経営状況にある事業者が中長期的にサービス提供を維持できるようにするため、生産性向上や人材確保も含め、鉄道事業やバス事業、旅客船事業等の基盤強化策を検討する。	○平成26年7月に公表した「バスの運転者の確保及び育成に向けた検討会」のとりまとめを踏まえた取組を推進する。 ○平成28年4月に公表した「新しいタクシーのあり方検討会」の最終とりまとめを踏まえ、協議会の場における積極的な助言等により、取組の働きかけを行う。
3	A	②	自転車の利用環境を創出するため、安全確保施策と連携しつつ、駐輪場・自転車道等の整備、コミュニティサイクルの活用・普及、サイクルトレイン等の普及、各種マーク制度(BAAマーク、SBAAマーク等)の普及など、自転車の活用に向けた取組を推進する。	○鉄道事業者によるサイクルトレインの最新実施状況の把握
4	A	②	高齢者を含むあらゆる世代に新たな地域の手軽な足を提供し、生活・移動の質の向上をもたらすため、新たな交通手段である「超小型モビリティ」の普及を推進する。	○地方公共団体等に対する意見聴取等により管内の地方公共団体等における超小型モビリティの導入に係る検討状況を把握し、必要な助言・支援を行う。
5	A	③	「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」に基づき2011年に改訂された「移動等円滑化の促進に関する基本方針」に定められた現行の整備目標等を着実に実現する。	○基本構想の策定率が低い自治体を中心に、プロモーターの派遣及び基本構想策定支援セミナーを行うなど、基本構想の策定を促すとともに、各施設管理者が基本構想に沿った事業計画を実施するよう働きかける。 ○バリアフリー化を円滑に推進するために自治体を特定し、補助制度の見直しや予算増加について働きかけを行う。 ○3,000人/日以上の旅客施設が存在する地区など、対象地域を絞った重点的な支援を行うため、毎年度4月に、プロモーター派遣等について実施計画を作成し、これに基づき実施することとする。 まお、重点的な支援を行う地域を選定する際には、3,000人/日以上の旅客施設が存在する地区だけでなく、東京2020大会の競技会場周辺地区も念頭に置くこととする。 ○事業者、自治体との意見交換やヒアリングを通じ、鉄道駅のバリアフリー化が図られていないことの原因を具体化し、具体化された原因に応じ鉄道事業者、自治体等と協議を行いバリアフリー化を進める。 また、鉄道駅のバリアフリー化が達成されていない駅に係る自治体を特定し、補助制度の見直しや予算増加について働きかけを行う。 ○バリアフリー車両(ノンステップバス、リフト付きバス、福祉タクシー)の導入促進のため、事業者との意見交換やヒアリングを通じて課題を抽出し、対応策を検討する。 ○羽田・成田空港における高速バスのバリアフリー化を図る。 ○関東運輸局において、実態調査の結果をもとに、船舶の更新計画が確立していないところに対して、計画の早期策定を促すとともに、計画が確立している者には、支援制度を紹介しつつ着実な実行を要請し、旅客船のバリアフリー化を進める。
6	A	③	大都市等において、高齢者や障害者、妊産婦等の自立した日常生活や社会生活を確保するため、ホームドアの設置やベビーカーの利用環境改善等、必要な対策を深化する。特に、視覚障害者団体からの要望が高い鉄道駅及び1日当たりの平均利用者数が10万人以上の鉄道駅について、「移動等円滑化の促進に関する基本方針」に則り、ホームドア又は内方線付きJIS規格化点状ブロックによる転落防止設備の優先的な整備を行う。	○事業者、自治体との意見交換やヒアリングを通じ、転落防止設備の整備が図られていないことの原因を具体化し、具体化された原因に応じ鉄道事業者、自治体等と協議を行い整備を進める。また、鉄道駅のバリアフリー化が達成されていない駅に係る自治体を特定し、補助制度の見直しや予算増加について働きかけを行う。 ○バリアフリー化を円滑に推進するために自治体を特定し、補助制度の見直しや予算増加について働きかけを行う。
7	A	③	施設面・設備面における取組に加えて、交通事業の現場においてすべての事業者や利用者が高齢者、障害者等の困難を自らの問題として認識するよう、「心のバリアフリー」対策を推進する。	○国民の「心のバリアフリー」の推進のため、管内においてバリアフリー教室を開催する。また、必要に応じて社会福祉協議会等と連携した教室を開催するなど、高齢者、障害者等の置かれた状況の疑似体験を通じた啓発活動等を行う。さらに、自治体基本構想協議会や当局主催の基本構想策定セミナーなどにおいても、「心のバリアフリー」の重要性を強調する。場合に応じて、ベビーカーマークの普及・啓発にも努める。 ○バリアフリー教室の開催にあたっては、毎年度4月に日程、実施場所、対象者等を含む開催計画を策定し、これに基づき実施することとする。
8	A	④	都市鉄道の利用を促進するため、既存の都市鉄道ネットワークを有効活用しながら、大都市圏における連絡線の整備や相互直通化、鉄道駅を中心とした交通ターミナル機能の向上を図る等、都市鉄道のネットワークの拡大・利便性の向上を推進する。	○自治体主催の検討会等に参画して、検討内容、関係者の意見等の状況について情報収集を行うとともに、必要な助言を実施する。
9	A	④	公共交通機関の利用者利便の向上のため、交通系ICカードの利用エリアの拡大や事業者間での共通利用、エリア間での相互利用の推進策を検討する。	○管内における交通系ICカード導入の最新状況等を把握する。 ○管内のICカード空白地域の自治体・事業者に対し、メリットを明らかにした上で、導入を促す。

整理番号	基本的方針	目標	交通政策基本計画における記載	関東運輸局の年間業務目標
10	B	①	LCCの特徴である低コストかつ高頻度運航の両面を促す観点から、専用ターミナル整備や空港利用に不可欠なコストの低減、就航率・稼働率の向上等を図るとともに、ビジネスジェットの利用環境の改善のため、特に乗り入れ希望の多い成田・羽田両空港における動線整備等を行う。さらに、地方空港におけるLCC等による国際航空ネットワークの拡充を図り、地方空港から入国する外国人人数の大幅増を目指す。(下線部についてのみ)	
		②	LCCの参入促進等により低コストで利用しやすい地方航空路線の拡充を図る等、我が国の国内航空ネットワークについても拡充を目指す。	
		③	ビザ要件の緩和と一体的に行う航空路線の展開に対する支援や、地方空港への国際チャーター便に対する支援など、航空会社の新規路線開設・就航を促す方策を検討する。	
11	B	①	アクセス鉄道網の充実や、安価で充実したバスアクセス網の構築と深夜早朝時間帯におけるアクセスの充実等、利用者の視点からの国際拠点空港のアクセスの強化を検討する。	<p>○「訪日外国人旅行者の受入れに向けた関東ブロック連絡会」において、既存の課題整理や新たな課題の把握を行い、課題の解消に向けて取り組むこととする。また、関東観光広域連携事業推進協議会へ情報提供等を行っていくこととする。</p> <p>○二次交通対策WG 1)二次交通対策WGの設置 関東地方の観光地への二次交通の整備・改善及び情報提供をより機動的に実施するため、「訪日外国人旅行者の受入れに向けた関東ブロック連絡会」の下に「二次交通対策WG」を設置する。 2)情報提供フォーマットの作成及び先行展開 主要ターミナル等から観光地まで一貫した情報、企画乗車券、ICカードに関する情報を分かりやすく提供するためのフォーマットを作成し、主要観光地についてはそれに基づく情報提供を実施する。 3)路線バス等フィーダー交通の整備・改善 意欲のある地域に「がんばる地域応援プロジェクト」への参画を促し、同プロジェクトに基づく支援を実施する。また、二次交通整備の重要性を自治体や事業者に説明し、その取組を促す。</p> <p>○深夜早朝時間帯における羽田空港と都心ターミナル駅等を結ぶアクセスバスの運行を推進する。</p>
		③	観光施策との連携を一層充実強化する観点から、内外の旅行者が周遊しやすい環境を作るための2次交通の充実など、「観光立国実現に向けたアクション・プログラム2014」の今後の改定に柔軟に対応しつつ交通分野の連携方策を検討する。	
12	B	①	2020年に輸出額1兆円を目標とする農林水産物・食品の輸出や、高い技術力を有する地域中小企業の海外展開を物流面から支援するための枠組みを検討する。	○各会議等において、関係者に対し輸送技術を周知し、普及に努める。
13	B	②	関越道高速ツアーバス事故を踏まえて創設した新高速乗合バス制度を適確に運用し、柔軟な供給量調整や価格設定が可能な同制度の積極的な活用を通じて、安全確保施策とも連携しつつ、安全で利用しやすい高速バスネットワークの拡充を図る。	○高速・貸切バスの安全・安心回復プランにおける各措置の実効性を確保するとともに、事業用自動車総合安全プラン2009に掲げる取組を推進する。
14	B	③	国際拠点空港における内・際の乗り継ぎ利便性の向上などにより、訪日外国人旅行者の国内各地への訪問を促進する。	○「訪日外国人旅行者の受入れに向けた関東ブロック連絡会」において、既存の課題整理や新たな課題の把握を行い、課題の解消に向けて取り組むこととする。また、関東観光広域連携事業推進協議会へ情報提供等を行っていくこととする。
15	B	③	訪日外国人旅行者数2,000万人の高みに向けて、空港や鉄道駅などのターミナル施設内、さらには列車やバスの車内などでも円滑な情報収集・発信が可能となる無料公衆無線LANの整備促進、交通施設や公共交通機関内における多言語対応の徹底、タクシー・レンタカー等における外国語対応の改善・強化、出入国手続きの迅速化・円滑化等のためのCIQ体制の充実等、交通関連分野での訪日外国人旅行者の受入環境を整備する。	<p>○タクシーにおける外国語対応等、訪日外国人旅行者の受け入れ体制の改善・強化を推進することとする。</p> <p>○「訪日外国人旅行者の受入れに向けた関東ブロック連絡会」において、既存の課題整理や新たな課題の把握を行い、課題の解消に向けて取り組むこととする。また、関東観光広域連携事業推進協議会へ情報提供等を行っていくこととする。</p>
16	B	③	訪日外国人旅行者の受入環境整備として、全国各地の免税店舗数を飛躍的拡大を推進し、あわせて、こうした店舗での購入商品やスーツケースなど、訪日外国人旅行者の荷物を持ち運ぶ負担を減らすため、日本の優れた宅配運送サービスに関する多言語での分かりやすい情報提供や外国人向けサービス内容の充実を図るなど、訪日外国人旅行者の「手ぶら観光」を促進する。	<p><免税> ○免税手続きの一括カウンター設置が可能となり、商店街、物産センター等においても消費税免税店の許可を取得できるようになり、5月1日には新たな制度改正が行われた。免税制度説明会を実施し、制度の周知を努める。</p> <p><手ぶら観光> ○サービス拠点を分かりやすくするための共通ロゴを使用し、JNTO、交通事業者等の協力を得て、PRを行っていくこととする。また、公共交通機関の利用に際して、スムーズな乗降が可能であり、様々な課題への対応が期待されることから、各種協議会等においても情報提供を行っていくこととする。 ○物流事業者及び関係者と連携を図る。また、必要に応じ適切な助言等を行う(相談含む)。</p>

整理番号	基本的方針	目標	交通政策基本計画における記載	関東運輸局の年間業務目標
17	B	①	我が国の安定的な国際海上輸送を確保するため、日本商船隊の競争基盤強化のための方策を検討する。	○外国船を日本国籍化(フラッグバック)する際には船舶検査、測度等を、準日本船(外国船舶のうち、日本船舶への速やかな転籍が可能であると認定された船舶)の認定に際しては測度を行うこととなり、これら事務が円滑に執行できるよう、船会社等から幅広い情報収集を行うとともに、部内間・局間の情報共有、連携を図る。 ○日本船舶に外国人職員を配乗できるようにするため外国人船員承認制度が導入され、大量に生じる承認証の交付事務を迅速かつ確実に処理する。
18	C	①	「インフラ長寿命化基本計画」に基づく行動計画及び個別施設計画を策定するとともに、道路・港湾施設等の長寿命化対策の実施、鉄道施設の長寿命化に資する改良への支援等により、交通インフラの戦略的な維持管理・更新や老朽化対策を推進する。	○鉄道事業者等における施設の維持管理・更新等が的確であることを確認するため、保安監査等により指導を継続する。 (平成28年度:23事業者の計画保安監査実施予定)
	C	②	より効率的で安全な交通の実現にも資する新技術の活用や設備整備への支援等により、事業者による信頼性の高い安定的な運行を確保するための方策の充実を図る。	○事業用自動車の事故防止を図るため、衝突被害軽減ブレーキやデジタル式タコグラフ等の支援制度を周知する。
19	C	①	迅速な輸送経路啓開等の輸送手段確保や円滑な支援物資輸送に向けて、関係機関の連携等により装備資機材の充実、燃料の確保、訓練の実施、情報収集・共有等必要な体制整備を図る。	○「支援物資物流システム連絡会」(各都県毎に設置)を開催し、災害時協力協定の締結促進・見直し、民間物資拠点の選定等を推進する。また大規模災害時における多様な輸送手段の活用、地方公共団体と連携した訓練の実施等の検討を行い、適切な助言等を行う。 ○各自治体に対し、多様な輸送手段の活用に向けた「支援物資物流マニュアル」策定の推進に努める。
20	C	①	鉄道、バス、旅客船ターミナル、空港等において、災害発生時に利用客を混乱なく避難誘導できるよう、適切な情報発信等の対策を行うとともに、災害発生時に船舶やバス車両等を効率的・効果的に避難や緊急輸送に活用するため、活用可能な船舶・車両の確保等について、枠組みの構築を進める。	○輸送障害等発生した際の旅客対応について業務監査等で確認し、必要に応じて指導する。 (平成28年度:8事業者の計画業務監査実施予定) ○鉄道事業者等が作成した安全管理規程の実施状況を保安監査等で確認し、必要に応じて指導する。 (平成28年度:23事業者の計画保安監査実施予定) ○管内の船舶運航事業者による旅客及び船舶の津波避難マニュアル作成の推進に努めるとともに、既に作成した事業者に対して、マニュアルに基づいた津波避難訓練を通じた内容の充実を促す。
21	C	①	近隣に避難場所がない地域における津波対策として、「津波救命艇」の普及を図る。	○地方自治体等への周知を図り、ニーズの把握に努めるとともに、導入の意向がある場合は、積極的に協力を行う。
22	C	①	災害時に被災地の支援を国全体で可及的速やかに実施するため、代替ルートを確認するとともに、輸送モード間の連携を促進する。	○(整理番号18)「支援物資物流システム連絡会(当局主催)」(各都県及び政令市毎に設置)において、平成26年度に本省が策定した「荷主と物流事業者が連携したBCP策定促進のためのガイドライン」を広く周知し、BCP策定を促進するための働きかけを行う。 ○各自治体に対し、多様な輸送手段の活用に向けた「支援物資物流マニュアル」策定の推進に努める。
	C	①	災害時においても我が国の社会経済活動ができる限り維持されるよう、代替ルートを確認するとともに、輸送モード間の連携を促進する。	
	C	①	サプライチェーン維持に資する災害に強い物流システムの実現のため、広域的な観点による多様な輸送手段の活用や、物流事業者の事業継続体制の構築を官民連携で推進する。	
23	C	①	厳しい経営状況にある地方の交通関連事業者による老朽化車両・船舶の更新への新たな支援策等を検討する。	○バス車両に関する補助制度も活用し、厳しい経営状況にある乗合バス事業者の負担軽減、車両代替による安全確保及び利用者利便の向上を推進する。
24	C	②	事業者に対する監査の充実強化により、悪質事業者の排除等監査・処分の実効性を向上させる。	○鉄道事業者に対して、定期的には又は事故の発生状況等に応じて保安監査等を実施し、施設及び車両の保守管理状況、運転取扱いの状況、乗務員等に対する教育訓練の状況、安全管理体制等の輸送の安全を確保するための取組を確認する。 (平成28年度:23事業者の計画保安監査実施予定) ○監査等計画に基づく運航管理監査及び船員労務監査の目標件数を設定し、目標を達成するため、計画的に監査を実施する。また、事故や法令違反の発生時には速やかに特別監査等を実施し、事業者に対する違反の是正及び再発防止の指導を徹底する。また、日本船舶に対する法定検査を着実に実施し、船舶の基準適合性の確保を図る。また、海上交通監査計画に従い、各執行官の連携による効率的な監査を実施する。 ○運行実態を把握し、警察や施設管理者と調整を行い、効果的かつ効率的な街頭監査手法により安全確保の徹底を図る。
25	C	②	事業者が社内一丸となった安全管理体制を構築・改善し、国がその実施状況を確認する運輸安全マネジメント制度については、評価対象事業者を従来拡大してきたところ、今後はさらに制度の実効性向上を図るとともに、そのコンセプトを全ての事業者へ普及することを目指すなど、充実強化を図る。	○関東運輸局管内の運輸事業者の社内一丸となった安全管理体制の構築・改善を図るため、鉄道分野、自動車分野及び海運分野の合計で、年間180者以上の運輸事業者に対して、計画的かつ効率的な運輸安全マネジメント評価を実施する。 ○関東運輸局管内の運輸事業者への運輸安全マネジメント制度の一層の普及・啓発を図るため、年間250人以上の受講者に対する、運輸安全マネジメントセミナーを開催する。

整理番号	基本的方針	目標	交通政策基本計画における記載	関東運輸局の年間業務目標
26	C	②	乗客の避難誘導を優先させるなど、交通従事者に対する事故発生時の対処方策の徹底を行う。	<p>○鉄道事業者等が作成した安全管理規程の実施状況を保安監査等で確認し、必要に応じて指導する。 (平成28年度:23事業者の計画保安監査実施予定)</p> <p>○管内の船舶運航事業者による旅客及び船舶の津波避難マニュアル策定の推進に努める。</p> <p>○事故発生時における旅客の安全確保のための通報・連絡・指示体制の整備・構築状況の点検を、夏季の輸送安全総点検及び年末年始の輸送等に関する安全総点検時の点検項目とし、当該事項について注意喚起を行い、自動車運送事業者に対し徹底を図る。</p>
27	C	②	交通機関の各事業者や施設管理者に対し、巡回警備の強化や監視カメラの増設等を要請する等、テロ対策を推進する。	<p>○国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律等に基づき、日本船舶については船舶検査又は立入検査により、外国船舶についてはPSC(ポート・ステート・コントロール)により、当該船舶の保安のために必要な措置が講じられていることを確認する。</p> <p>○ゴールデンウィーク、夏休み等の多客期間においてバス事業者、船舶運航事業者等に対して注意喚起を行い、テロ対策の徹底に努める。</p>
27	C	③	航空機操縦士や航空機整備士、船員、バス・トラック運転手等、輸送を支える技能者、技術者の確保や労働条件・職場環境の改善に向けた施策を実施する。(航空機操縦士・航空機整備士の民間養成機関の供給能力拡充、船員のトライアル雇用助成金等)	<p>○昨年7月に公表した「バスの運転者の確保及び育成に向けた検討会」のとりまとめを踏まえた取組を推進する。</p> <p>○内航船員への就業者の確保・拡大を図るため、下記の取組を実施する。 ・「めざせ！海技者セミナー IN TOKYO」の開催 ・内航海運及び船員確保の重要性をPRするための「海事振興パネル展」の開催 ・練習船「日本丸」、「海王丸」等の「見送り見学会」の開催 ・内航関係団体と水産系高校及び海上技術学校の就職担当者による意見交換のための「若年船員就職促進懇話会」の開催 ・海上技術学校の生徒を対象とした「内航海運業講演会」の開催 ・水産系高校の生徒を対象とした「船内安全体感研修」の実施 ・水産系高校の生徒を対象とした「就業体験(インターンシップ)」の実施 ・「女性船員の懇談会(海の女子会)」の開催 ・ハローワークが主催する就職面接会等に積極的に参加</p>
28	C	③	交通事業の人材確保に向けて若年層、女性、高齢者の活用方策を検討するとともに、交通事業の担い手の高齢化の状況に鑑み、運転や車両整備、造船等の技術の維持・継承方策を検討する。また、海洋産業の戦略的な育成に向けて、海洋開発人材(海洋開発関連技術者)育成に関する方策を検討する。	<p>○地域における造船業等の技術者・技能者不足に係る実態を把握し、造船業を目指す若者を増やすための産学ネットワークの強化や地域の共同研修などの対応策を検討し、推進する。</p>
29	C	③	モーダルシフト等による物流の省労働力化のための方策を検討する。	<p>○改正物流効率化法に基づき、モーダルシフト等推進事業において、荷主企業、物流事業者等へ案件発掘を行う。またこれらにより構成される協議会が策定するモーダルシフト等推進事業計画について、必要に応じ、助言等を行うとともにその実施状況につきフォローアップを行う。</p> <p>○同法律に基づき、新たに輸送と保管の連携が図られた倉庫の整備や旅客鉄道を利用した貨物輸送について案件の発掘を行うとともに、必要に応じ計画策定や税制特例の活用に向けた助言及び実施状況のフォローアップを行う。</p>
	C	④	更なるモーダルシフトの推進や輸送の省エネ化など、環境に優しいグリーン物流の実現方策を検討する。	
30	C	④	ハイブリッド自動車、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車、クリーンディーゼル車、CNG自動車等の次世代自動車の一層の普及を図る。また、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車の基盤となる充電インフラや燃料電池自動車の市場投入を踏まえた水素ステーションの整備のための支援策を講じる。	<p>○地方公共団体等に対する意見聴取等により管内の地方公共団体等における電気自動車等の導入に係る検討状況を把握し、必要な助言・支援を行う。</p>
31	C	④	自動車を排出源とするCO2の削減に向けて、燃費基準の段階的強化、エコドライブの啓発、効率的な配車による待機タクシーの削減、公共交通の利用促進、荷主と物流事業者の連携強化によるトラック輸送の効率化、信号制御の高度化等を推進する。	<p>○「関東運輸局環境対策アクションプラン」を策定し、進捗状況を管理する。</p> <p>○関係者と連携し、「交通エコロジー教室」の実施や「エコドライブの推進」等環境に優しい交通の普及・促進を行う。</p> <p>○「省エネ法説明会」を開催し、特定輸送事業者に対し定期報告書、中長期計画書の提出を促す。また省エネ取組にかかる実態調査を行うとともに、省エネの適確な実施のため、必要に応じて指導・助言を行う。</p> <p>○交通関係環境保全優良事業者等大臣表彰(グリーン物流パートナーシップ会議優良事業者表彰を含む)や地方運輸局長表彰の候補者の推薦、表彰等を通じて、交通関係環境保全の優良事例の収集を図るとともに、その普及促進を行う。</p>
	C	④	自動車等の排出ガス規制とともに、交通騒音の発生源対策や周辺対策を推進する。	